

## 館山市ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館山市有料広告掲載要綱（平成20年館山市告示第48号。以下「要綱」という。）第2条の規定により、市ホームページに広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 市の公式ホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWebサイトにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル、横150ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG又はPNG形式（アニメーションGIF、透過GIF、FLASHなど動きのある画像が切り替わるものを除く。）
- (3) 容量 10キロバイト以内

(禁止事項)

第5条 バナー広告では次に掲げる表現を禁止する。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
  - ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」など、広告の一部または全部をクリックすることで広告を表示しないことのできるような誤解を与えるもの
  - イ 「警告」「注意」など、広告をクリックしないことで閲覧者に不利益が生じるような誤解を与えるもの
  - ウ ラジオボタンやテキストボックス、プルダウンメニューなど、広告自体を操作したり、文字入力できるような誤解を与えるもの
- (2) 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのような混同するおそれがあるもの
  - ア 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
  - イ 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、閲覧者が市の事業であると錯覚しやすいもの
- (3) 市が推奨しているような誤解を生じるおそれがあるもの

(掲載できないバナー広告の範囲)

第6条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 法令等に抵触するおそれのあるもの
  - ア 医療法（昭和23年法律第205号）及び同法施行規則（昭和50年厚生省令第50号）その他関係法令に規定する医業の広告規制に抵触するおそれのあるもの
  - イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する特定商取引であつて、関係法令に抵触するおそれのあるもの
  - ウ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に規定する表示規制に抵触するおそれのあるもの
  - エ 健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する誇大表示に抵触するおそれのあるもの
  - オ その他法令等に抵触するおそれのあるもの
- (3) 館山市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条に規定する暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、若しくは暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
- (4) 政治的・社会的な問題に対する主義主張を意図したものや、係争中の事柄に対する意見広告にあたるもの
- (5) 宗教や占い、迷信など、科学的な根拠を欠くもの
- (6) 社会的に広告を掲載することが不適切と判断されるもの
  - ア 差別や暴力的行為などの不利益な取扱を助長するようなもの
  - イ わいせつな図画や、性的興奮をあおるような内容を取り扱うもの
  - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
  - エ 賭博に関するもの（公営競技として催行されるものを含む。）
- (7) 閲覧者を保護するために広告を掲載しないことが適当と判断するもの
  - ア 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの
  - イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する有価証券の売買またはデリバティブ取引に関するもの
  - ウ 探偵業の業務の適正化に関する法律（昭和18年法律第60号）に規定する探偵業に関するもの
  - エ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）に規定する債権管理回収業に関するもの

- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (9) アンケートや市場調査等、情報収集を目的としているもの
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の開始決定を受け、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の開始決定を受けたもの
- (11) 違法または不適切な行為によって行政機関や官公庁等による行政処分を受け、かつ処分の日から5年を経過しないもの
- (12) その他、市有資産を広告媒体とする広告に係る業種または事業者として適当でないと認めるもの

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第7条 広告の掲載は、トップページ内で、広告の位置及び枠数は、市長が指定する。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、1月単位とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。
- 3 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）が望むときは、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。ただし、最長12月間とし、年度を越えないものとする。

(広告掲載の募集)

第9条 広告の募集は、市ホームページ及び広報「だん暖たてやま」等の広報媒体及びSNS等で公募することとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠の空き状況に応じて行うことができるものとする。
- 3 市長は、公募を行うにあたって、広告主になり得るものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

(掲載申込み)

第10条 申込者は、館山市ホームページ広告掲載申込書（別記第1号様式）により、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市税等の滞納がある者は、申込みをすることができない。

- (1) 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
- (2) バナー広告用画像を印刷したもの
- (3) 館山市税の納税義務を有する申込者は納税証明書
- (4) 誓約書（別記第2号様式）

- 2 申込みの締切りは、市長が別に定める。
- 3 申込みをすることのできる広告枠は、一の個人、法人又は団体につき1枠とし、同一の個人、法人又は団体が期間中に複数の広告を掲載することはできないものとする。

(申込者の範囲)

第11条 申込者の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 第6条各項に該当しないこと
- (2) 周辺地域（館山市、南房総市、鴨川市、鋸南町）内に事業所又は事務所を有する法人又は同条件の個人事業主
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(掲載の決定承諾)

第12条 市長は、第10条第1項の申込書の提出を受けたときには、その内容について第6条及び要綱第3条の規定に基づく審査をする。

- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及びその条件等について館山市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（別記第3号様式）により申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、申込者が第7条に規定する枠数を超えたときは、要綱第4条の規定による掲載順位により決定する。
- 4 前項の規定による掲載順位が同位となり枠数を超えるときは、該当者のみで抽選を行い決定する。

(広告画像データの作成及び提出)

第13条 前条の規定により広告掲載の決定を受ける者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を第5条及び要綱第3条の規定により作成し、市長が指定する期日までに、総合政策部秘書広報課に提出するものとする。

(掲載料)

第14条 広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 広告主は、掲載料を市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。（ただし、掲載開始月が4月の場合については、4月末日までとする。）

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第15条 広告の内容、デザイン等については、市及び市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が協議調整する場合がある。

(広告内容等の変更)

第16条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に違反していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第17条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。また、この場合の掲載料の返還は行わない。

- (1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告画像の提出がないとき。

(3) 広告主の事業，広告原稿の内容及びリンク先ホームページの内容が第6条の規定に該当するとき。

(4) 前条の規定による広告内容変更の求めに広告主が応じないとき。

(5) その他ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は，前項の規定により掲載を取り消したときは，館山市ホームページ広告承諾決定取消通知書（別記第4号様式）により，当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第18条 広告主は，自己の都合により，市ホームページの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは，広告主は，書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告を取り下げた場合は，納付済みの掲載料は返還しない。

(掲載料の返還)

第19条 市長は，広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは，納付済みの掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する掲載料は，掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 前項の規定により返還する掲載料には利子は付さない。

(バナー広告及びリンク先の変更)

第20条 広告主は，バナー広告及び広告のリンク先を変更するときは，変更の1週間前までに総合政策部秘書広報課に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第21条 広告主は，広告の内容等，掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は，広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理を完了していることを，市長に対して保証するものとする。

3 第三者から，広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は，広告主の責任及び負担において解決することとする。

(免責事項)

第22条 次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する場合にあっては，当該停止期間に係る掲載料の返還，損害等を市に請求することができない。

(1) 市のサーバ，ソフトウェア等の点検，修理，補修，改良等に伴う停止

(2) 火災及び地震，水害，落雷等の天災

(3) 悪意を持つ第三者によるサーバその他市のコンピュータへの不正アクセス

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか必要とする事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成20年8月19日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成26年11月18日改正）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月28日改正）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月14日改正）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月1日改正）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第14条関連）

**掲載料**

| 掲載ページ  | 区分            | 一枠当りの掲載料  |
|--------|---------------|-----------|
| トップページ | 広告主（所在・住所）が市内 | 月額 6,000円 |
|        | 広告主（所在・住所）が市外 | 月額 9,000円 |